

資 料 編

- 1 計画策定の経過
- 2 計画策定の体制
- 3 古平町総合計画審議会
- 4 古平町総合計画策定会議

1 計画策定の経過

【平成21年度】

月 日	内 容
平成21年	
12月28日	第5次総合計画策定基本方針 決定
12月29日	古平町総合計画策定会議 設置（以下「策定会議」）
平成22年	
1月 6日	第1回策定会議 開催（総合計画策定専門部会の設置）
1月12日	総合計画策定に係る職員説明会 開催
1月25日	第1回総合計画策定専門部会長会議 開催（以下「専門部会長会議」）
1月26日	第5次総合計画策定のためのまちづくりアンケート調査実施要領 策定
2月15日	第2回専門部会長会議 開催
2月24日	第3回専門部会長会議 開催
2月25日	まちづくりアンケート送付（住所を有する16歳以上の男女1,150名へ送付）
3月 2日	第1回まちづくり委員会 開催
3月 8日	まちづくりアンケート提出期限（男245名 女257名 計502名から回答）
3月23日	第4回専門部会長会議 開催
3月26日～	第4次総合計画の評価に関する副町長ヒアリング 実施

【平成22年度】

月 日	内 容
平成22年	
4月16日	第5回専門部会長会議 開催
4月26日	まちづくりアンケート調査報告書 策定
4月26日～	第4次総合計画の評価に関する町長ヒアリング 実施
5月 6日	第2回策定会議 開催
5月 7日	第6回専門部会長会議 開催
5月13日	第1回総合計画審議会 開催
5月14日	第1回健康・福祉専門部会会議 開催
5月18日	第1回生活・環境専門部会会議 開催
5月19日	第1回産業・観光専門部会会議 開催
5月20日	第1回教育・文化専門部会会議 開催
5月25日	第1回行政・財政専門部会会議 開催
6月10日	第2回行政・財政専門部会会議 開催
6月14日	第7回専門部会長会議 開催
6月22日	第2回生活・環境専門部会会議 開催
6月23日	第2回産業・観光専門部会会議 開催

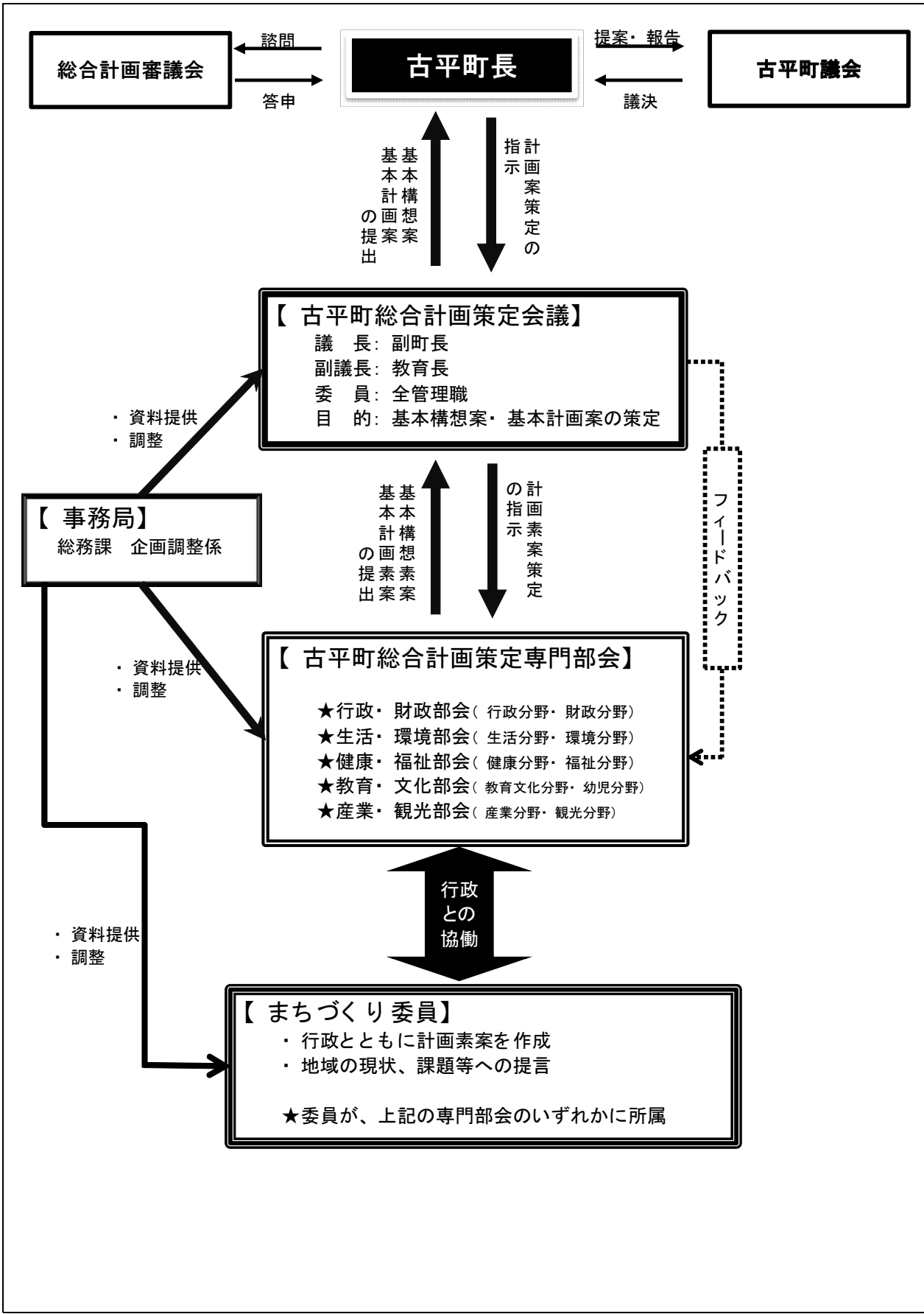
【平成22年度 つづき】

月 日	内 容
7月13日	第8回専門部会長会議 開催
7月23日	第2回教育・文化専門部会会議 開催
8月26日～	基本構想（施策項目） 正副町長ヒアリング 実施
10月 1日	第9回専門部会長会議 開催
10月12日	第3回策定会議 開催
10月25日	第2回まちづくり委員会議 開催
11月 2日	第10回専門部会長会議 開催
11月 4日	第2回総合計画審議会 開催
12月 1日	第11回専門部会長会議 開催
12月 2日	古平町議会へ基本構想案を報告
12月30日	第12回専門部会長会議 開催
平成23年	
1月 7日～	基本計画（主要施策） 正副町長ヒアリング 実施
1月24日	古平町議会へ基本計画案を報告
1月25日	第3回まちづくり委員会議 開催
1月28日	第3回総合計画審議会 開催



(総合計画審議会)

2 計画策定の体制



3 古平町総合計画審議会

【諮問】

古 総 企 号
平成22年5月13日

古平町総合計画審議会 会長 様

古平町長 本 間 順 司

第5次古平町総合計画策定について（諮問）

古平町総合計画審議会条例（平成2年3月16日条例第7号）第1条の規定に基づき、長期的な視点に立ち、古平町の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための第5次古平町総合計画の策定について諮問します。

【答申】

平成23年1月31日

古平町長 本 間 順 司 様

古平町総合計画審議会
会 長 内 田 正 雄

第5次古平町総合計画策定について（答申）

平成22年5月13日付け古総企号により本審議会に諮問された第5次古平町総合計画策定について、慎重に審議した結果を次の意見を付して答申します。

第5次古平町総合計画審議会答申意見書

今般諮問された「基本構想（案）」及び「基本計画（案）」は、少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、高度情報通信社会の進展及び地域主権改革などの時代の潮流を踏まえ、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を将来像として施策項目の方向性や取組内容を示したものであった。

目指すべき方向性としては妥当であり、取組内容についても適当であると判断するので、本計画がより成果を発揮し、計画内容を実現できるよう、次の意見に留意されることを要望する。

記

- 1 本計画の内容を町民にわかりやすく親しみやすい形で周知し、広く町民の理解と協力を求めるとともに、町民、行政等の役割分担のもと、互いに連携・協働しながら計画の推進を図ること
- 2 本計画の策定にあたってアンケート等で把握した町民意識や当審議会が出された具体的な意見、今後も寄せられる町民の意見を十分に踏まえて事業を実施すること
- 3 将来を見据えた計画であるため、予想される人口減少を食い止める努力が町民に伝わるよう配慮すること
- 4 本計画に基づく施策や事務事業については、適切な分析や評価による検証を行い、効率的な運営に努めること
- 5 本計画に掲げた成果指標の達成に向けて努力することはもとより、成果指標に掲げられていない事項についても将来像の実現のためにその実施に努めること

【古平町総合計画審議会条例】

制定 平成2年3月16日条例第7号

改正 平成12年3月28日条例第3号

平成17年6月27日条例第16号

平成19年3月28日条例第11号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、古平町の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）の策定について審議するため、古平町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民間団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 審議会委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(分科会)

第6条 審議会は必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、所属委員の互選による。
- 4 分科会は分科会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は総務課において行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月27日条例第16号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

【古平町総合計画審議会委員名簿】

職	氏 名	所属団体等	条例区分
会 長	内 田 正 雄	古平町町内会連合会 会長	その他
副会長	白 川 浩 一	古平郵便局 局長	民間団体
委 員	木 村 輔 宏	社会福祉法人古平福祉会 理事長	民間団体
〃	茂 木 隆 文	東しゃこたん漁業協同組合 代表理事副組合長	民間団体
〃	吉 野 浩 次	古平町水産加工業協同組合 代表理事組合長	民間団体
〃	佐 藤 一 郎	古平町農業委員会 会長	民間団体
〃	梅 野 史 朗	古平町商工会 会長	民間団体
〃	谷 本 光 弘	北海信用金庫古平支店 支店長	民間団体
〃	加 我 孝 芳	社会福祉法人古平町社会福祉協議会 会長	民間団体
〃	山 口 笑 子	古平町女性団体連絡協議会 会長	民間団体
〃	長谷川 和 枝	NPO法人ごめっこくらぶ 会長	民間団体
〃	菊 地 修 二	れい明の里 事務局長	学識経験者
〃	三 室 孝 俊	古平町校長・教頭会 会長（古平中学校校長）	学識経験者
〃	磯 谷 裕 孝	北後志消防組合古平支署 支署長	関係行政機関
〃	乾 正 俊	余市警察署古平駐在所 所長	関係行政機関
〃	藤 井 耕 平	古平町民生委員協議会 会長	その他
〃	高 野 俊 和	古平町体育指導委員 委員長	その他

※ 17 団体、17 名 （順不同、敬称略）

4 古平町総合計画策定会議

【古平町総合計画策定会議設置要綱】

制定 平成21年12月29日訓令第17号

(設置)

第1条 古平町総合計画を策定するに当たり、全庁的立場から計画づくりを行うため古平町総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は総合計画（基本構想・基本計画）案を策定することとする。

(組織)

第3条 策定会議は、別表1に掲げる議長、副議長及び委員をもって構成する。

(議長)

第4条 議長は策定会議を招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第5条 策定会議は必要に応じ、議長が任命する職員で構成する専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、総合計画案の策定のため必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

3 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(事務局)

第6条 策定会議の事務を処理するため、総務課企画調整係に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月6日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

【古平町総合計画策定会議専門部会設置要綱】

制定 平成22年1月6日

(設置)

第1条 古平町総合計画策定会議設置要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、古平町総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、要綱第2条に規定する事項について、専門的に協議し、又は調整する。

(部会構成)

第3条 専門部会の部会構成は、別表1のとおりとする。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別表1のとおりとする。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 部会長に事故がある場合又は部会長が欠けた場合においては、部会長のあらかじめ指定する部会員がその職務を行う。

(部会長会議)

第5条 部会長会議は、策定会議の議長が必要に応じて随時開催する。

(専門部会会議)

第6条 専門部会会議は、部会長が必要に応じて随時開催する。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は第2条に規定する事項の協議又は調整の過程及び結果について、策定会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会員が処理する。ただし、部会長会議については、総務課企画調整係が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は策定会議の議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月6日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

【古平町総合計画策定まちづくり委員要項】

制定 平成22年2月18日

(配置)

第1条 町長は、古平町総合計画を策定するに当たり地域の課題・問題点を踏まえ、必要な方策等を町に提言するためのまちづくり委員を配置する。

(所掌事務)

第2条 まちづくり委員の所掌事務は、次の提言等を行うこととする。

- (1) 現総合計画の施策に対する評価等
- (2) まちづくり（次期総合計画の施策）に対する意見要望
- (3) その他町政全般にわたる課題及び改善方策

(構成・組織)

第3条 まちづくり委員は、町長が委嘱する者で構成し、委員の互選により古平町総合計画策定専門部会設置要綱第3条に規定する次の専門部会にそれぞれ属するものとする。

- (1) 行政・財政専門部会
- (2) 生活・環境専門部会
- (3) 健康・福祉専門部会
- (4) 教育・文化専門部会
- (5) 産業・観光専門部会

(会議)

第4条 まちづくり委員は、前条に規定する専門部会会議に出席する。

- 2 まちづくり委員は、必要に応じてまちづくり委員会議を開催し、委員同士の意見交換を行う。
- 3 まちづくり委員会議の庶務は、総務課企画調整係が処理する。

(補則)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成22年2月18日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要項は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

【古平町総合計画策定まちづくり委員および専門部会長名簿】

専門部会名	まちづくり委員 氏名	備考	専門部会長 氏名
行政・財政部会	高 見 俊 哉		(行政分野) 総務課長 小玉 正司
	青 柳 修 平		(財政分野) 財政課長 本間 好晴
	柳 沼 尚 弘		
生活・環境部会	岡 本 興 也		(生活分野) 建設水道課長 藤田 克禎
	幾 井 義 之		(環境分野) 民生課長 宮田 誠市
	八 幡 祐 子		
健康・福祉部会	池 田 三千代		(健康分野) 保健福祉課長 佐藤 昌紀
	杉 本 隆		(福祉分野) 民生課長 宮田 誠市
	田 畑 正		
教育・文化部会	中 村 安 雄		(教育分野) 教育次長 村上 豊
	浅 野 恵 子		(幼児分野) 幼児センター所長 三浦 史洋
	吉 野 聖 子		
産業・観光部会	八 戸 幸 治	H22. 11まで	(産業分野) 産業課長 山本 耕弘 (観光分野) 産業課長 山本 耕弘
	田 中 勇 治	H22. 11から	
	柴 田 逸 昭		
	山 崎 修 二		
	嶋 田 雅 彰	H22. 3まで	
	野 澤 美 朝	H22. 4から	
オブザーバー	—		議会事務局長 藤川 恭一 会計管理者 佐々木容子

※敬称略